

市庁舎問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和2年3月19日（木）午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）戸田隆次 （副委員長）三鴨秀文
今城雅子 岩崎康朗 遠藤通 中田利幸
西川章三 又野史朗

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

[調査課] 塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐

[総務管財課] 瀬尻課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川局次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 岡田議員 岡村議員 門脇議員 田村議員

前原議員 渡辺議員

報道関係者4人 一般1人

協議事件

- ・委員会における検討項目の抽出について
- ・前回の委員会において要請があった内容について

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○戸田委員長 それでは、ただいまより市庁舎問題等調査特別委員会を開会いたします。  
本日は、事前にお手元のレジュメのとおり、協議事件1について進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、委員会における検討項目の抽出についてですが、前回の委員会で各委員さんから検討すべき大項目を出していただいております。検討項目を固めていくということになっておりました。そういう観点から、各委員からいただいた御意見の一覧はお手元にお配りしたとおりでございます。共通する項目も幾つかあるかというふうに考えますが、検討すべき項目の選定について、各委員さんの皆様方から御意見を賜りたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

ございませんか。ある程度項目を固めていただいて、今後の進め方に寄与していきたいなというふうに考えておりますが、事前に皆様方と御相談させていただいた内容と思っておりますけれども。

遠藤委員。

○遠藤委員 私の名前が一番上に書いてあるので手を挙げさせてもらったけど。全体的に各委員さんの中身を見とつても、別段極端にこのかけ離れた課題なり項目だというふうに

は読み取れないと思うんですよ。問題は、これをどういうふうに項目として管理するかということに尽きるんじゃないかなと思っていまして、私のほうの意見を言わせていただくと、私も内容なんかについていろいろこの課題を書き上げていますけども、本庁舎の移転という大きな問題、本庁舎の問題をどう考えるかという問題が一番骨太として、僕、あるんじゃないかと思ひまして、本庁舎の問題。

それからもう一つは、第二庁舎の廃止と改築計画。この問題は、特に下にもありますけど、山陰歴史館と今、建物が一緒になつとるもんで、その辺の絡みでどうするかということで、山陰歴史館もこの再編ビジョンの中に入っていますから、そういうことで重ねていけば、第二庁舎等の改築問題という問題で出てくるんじゃないかと思って書いております。

それからもう一つは、県市の共同事業、これですね。私はほかにも書いていますけども、あえて項目を上げると言われればその4つの項目で、今言った内容で絞っていけばいいんじゃないかなというふうに思っています。

**○戸田委員長** ありがとうございます。

その他の方に意見はございませんか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 遠藤委員からも今ありましたけども、その第二庁舎の廃止と改築っていうふうな発言もあったんですが、第二庁舎は最も、今、第二庁舎をどうするかということの問題で浮上しております、これを結局、分散化するためにも一つ糺町市庁舎の案というのが出てくるわけですから、改築っていうのはあり得んとは思っているんです。ただ、旧庁舎の新館とか、旧庁舎の休館、山陰歴史館の部分、その辺は当然協議には入ってくるのかもしれませんが、ちょっとそこだけ申し上げたいなと思っております。改築計画っていうことは議論にはならないと思うんですが、違いますか。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 岩崎委員は誤解されてるんじゃないかと思うんですね。ビジョンの中には、第二庁舎を廃止して借地を返還をするという中で、至急新館のところになんか新しく改築をするという計画を持っていますよね、新棟計画を。そのことを指しとるんです。3億円かけてやると書いてあるでしょ。

**○岩崎委員** 旧庁舎。

**○遠藤委員** うん。

(「旧庁舎」と声あり)

旧庁舎、新館のところを壊して、山陰歴史館の裏を壊して、そこに持っていくと。そこを3億円かけてやると書いてあるわけですよ。

(「第二庁舎は廃止すると書いてある。」と声あり)

第二庁舎はその前だがん。あれは廃止だがん。

(「それは旧庁舎が廃止。」と声あり)

(「旧庁舎が廃止で第二庁舎が・・・。」と声あり)

うそだ、その前には廃止だった。

(「議会の最中だけん、個別のやりとりを・・・。」と声あり)

(「ちょっと整理をお願いします。」と声あり)

**○戸田委員長** ほかにありませんか。

整理は、またさせていただきます。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 進め方なんですけど、これは、一応各委員が項目を上げております。後はその抽出の仕方ではあるんですが、遠藤委員からも、個別にこれはやったほうが良いという意見ももちろんありました。で、それぞれ言ってもいいんですが、基本的にはちょっと申しわけないんですけど、正副委員長で一応その集約状況案をちょっとつくってもらったほうが私はいいと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 委員長、関連して。いいですか。前回の委員会の最後のあたりで、今後の、まあ、要はきょうの委員会の持ち方に向かっていくに当たって、遠藤委員ともあのとき意見が一致してましたけれども、ちょっとしたその余話が、進め方としては、決算のときのやり方のような形ですよという確認もあのときさせていただきました。それで、行革の特別委員会で、かつてやったようなやり方と決算審査の進め方のようなイメージで進めていけばいいではないかという話はあのときしたんですけども、そのやり方でイメージしますと、ここに書かれていることをある程度カテゴリーというか、その区分を集約させて固めていった形の中で、今は、これ委員別を書いてありますけども、その実際の中身をくくって行ってその中でどういうふうにダブっているのかとか、どこが違うのかみたいなことがそうすればわかりやすくなるので、それで、その進め方の今度は順番のようなものをつくって、例えばどれからかかっているのか、個別の具体案件といえますか、あの案件よりもこっちのほうが先がいいだろうとか、いろんなことがあると思うんですね。そういった進めやすい形にくくって行けば、私は整理できるんじゃないかと思うんですけど。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。

私の意見を申させていただきますと、前回、私も当局から示された庁舎再編ビジョンを見させていただいて、その中から、いわゆる今後この庁舎検討委員会の中でどのような形で進めていくのかということ、たたき台を出させていただきました。そうした中で、皆さん方の意見がいろいろありましたので、とりあえず、今回、皆さん方の意見を拝聴しながら事前にまとめていただいて、その中から事前に配付させていただいて、各委員さんから5項目程度ぐらい絞っていただいて、きょうの委員会で意見を出していただければというふうに想定しておったところです。

今、おっしゃいますように、今正副委員長の中で、ある程度5項目等ぐらいに絞ってたたき台を示せというのであればそのような形をとりたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 今、中田さんが言ったことと、私がこういうふうな項目で絞ったほうが良いじゃないかというのはそんなに違わないと思います、意見としては。ただ、ここの資料が委員別になつとるけんややこしいだけのことであって、各委員さんが出しとる項目を大別していくとこうなりますよということが、ほとんどみんな入っていく項目だと思います。だけん、これは要らん、これは要るだというような議論のものはあんまりないと思います。多少見えるもんがありますけどね。多少見えるもんがありますけど、そんなに大きくずれるというようなことはないと思います。委員さんが出されたやつを大項目でくくってきて、

これで5項目だという形にしてるなら、それで十分じゃないですかと思いますがね。

**○戸田委員長** という意見でございますが。

今城委員。

**○今城委員** 私も、お2人とほぼ同意見ということで。まず、関連するような項目に、一回ぎゅっと全内容を一回したところで、次回、この項目を優先順位とか、こことここは一緒だねとか、そういうことを確認した上で優先順位を決めればいいかなと思いますし、一つ、済みません、私のところとかで言えば、下水道の事務所のあり方の検討ということで一応出していますが、その後のさまざまところで、あり方そのものをこれから当局が考えていくというところであれば、今の段階で、あり方の検討を我々ができるかっていうとそれはちょっと難しいかもしれないなっていうふうに、この流れの中で思ったりするところもあるので、実はこういうふうに入れましたけども、今、現段階で進み状況とかっていうところで、現在はできないねとかいうことも、多分、形を整えていくとでき上がってくるのではないかな、おのずと見えてくるのではないかなというところもありますので、一度、きちっとした形で項目ごとに整理をしていただいた上で、じゃあ、これはどうでしょうかというのを、次回検討するっていうことではどうかなというような気持ちになりますが、いかがなものでしょうか。

**○戸田委員長** わかりました。私の委員長としての意見は、今、遠藤委員さんがおっしゃったように、私は、ある程度事前に配付しておったものですから、大項目は大体決まってくるんだろうなと。本庁舎の改築問題、あと、財政の見通し、もう一つが今の第二庁舎の問題というような大項目が、皆さん方からある程度きょうは案が示されて次回にはそういうふうな集約、決定をしていくんだという、私はスタンスでおったもんですから、そのような事務を進めさせていただきましたけれども、今、遠藤委員さん、ある程度決まるんじゃないかという御意見ですし、もう一つは、中田委員さんも今城委員さんも、いま一度、正副委員長のたたき台案をつくって、今の、次回の委員会に提示をしていただいて、そこからしんしゃくをするというような2案でございますが、いかように諮っていきましようか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 厳格に、厳密な話じゃなくてもいいと思うんで。今、中田委員も言ったし今城さんも言ったし、3人とも言ってる趣旨の中身というのはそんなに差はないと思いますんで、それを集約していただいて、お手数かけますけども、正副委員長で一つ苦勞をしてもらえればと思いますけど。

**○戸田委員長** じゃあ、そうしますと、正副委員長で皆さん方の拝聴した意見を集約を図って、次の委員会に正副委員長案を提示させていただくということでよろしゅうございませうでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、暫時休憩いたします。

午後1時12分 休憩

午後1時16分 再開

**○戸田委員長** それでは、委員会を再開いたします。

協議事件2の前の委員会において要請がありました内容について、執行部のほうから

説明をいただきたいと思います。執行部よろしく申し上げます。

塚田調査課長。

**○塚田調査課長** それでは、先般の会議において資料の提出を求められた資料を用意しております。済みません、冒頭におわび申し上げますが、市庁舎問題の「市」が取れておりまして、まことに本当に申しわけございません。訂正をお願いをいたしたいと思います。資料といたしましては、1番から12番までを用意しております。ざっとですが説明をしていきます。

資料の1番から資料の3番まで、ページで言いますと5ページまでになろうかと思えます。これが、西部総合事務所、いわゆる糺町の新棟の整備に関する資料でございます。経過それと事業の概要、それと資料の3番には配置図を用意しております。ただ、この配置図につきましては、今のところ、新庁舎に求められる機能を形にしてみたイメージだというふうに思っていただければいいと思います。これは、PFIの事業者がそれぞれの発想でその要求水準を満たすようなものを新たに提案をしてこられますので、県市で今のところこういう機能が求められるものを形にしてみると、こういう格好になるのではないかという一つの例だというふうに捉えていただけたらいいと思います。

それと資料の4番、これ6ページからになりますが、PFIの基本的なスキームやそういうものについてわかりやすい資料をとということでしたので、これは内閣府の資料を転用しておりますが、おつけをしております。

それと、資料の5番目でございます。11ページからになりますが、これも先般の会議の中でPFIの導入メリットについてわかるような書類をとということでもございましたので、これは県に作成いただいた資料なんですけど、県が行いました西部総合事務所の新棟整備に関する民間活力導入可能性調査の結果の概要を取りまとめた資料を用意しております、これ、11ページでございます。

それと、資料の6番、12ページからになりますが、これは再三申し上げますが、これから制定しようとする実施方針の概要でございます。大まかにこういったものが定められるということで御案内をしております。書いておりますが、最終案については最終調整中ということでございます。近日中に公表できるのではないかとというふうに考えております。

14ページについては、これも先ほどと同じように要求水準書案の概要でございます。同様に、案は最終調整中でございます。

それと、資料の8番、これは皆さん方、特に気にしておられると思ひまして、実は、私どもが独自につけた資料でございます。これからPFIの事業者の公募やそういう段取りに入っていく中で、県内事業者等へのどういう配慮があるのかということに気をされておられる方もおありのようでしたので、県がこういう方針を持っておりますのであわせて御紹介をさせていただいたものでございます。資料の8番、17ページでございます。

それと、資料の9番につきましては、これも遠藤委員から疑義をいただいておりますが、この新棟の整備に当たりまして、まず最初に取り交わした県との基本合意について、これが議会の議決が必要だったのではないかとというようなことがあって、そのあたりの考え方を私どもで市の考え方を取りまとめたものでございまして、結論的にいいますと、そのような議決が必要な要件に当たらないという考え方でございます。

それと、資料の10番、20ページからでございますが、これは先回の資料にもざっと概要的に紹介をさせていただきました。秋田県における県市の市町村の機能合体についてということで、先般御紹介をさせていただいた横手市の連携、これの少し詳しい資料などが手に入りましたので御紹介をさせていただいております。機能合体というのは、これ秋田県がいろいろと県下の市町村と連携を進める中でつくられた造語でございます、正式には法律の用語やそういうわけではありません。機能合体ということで進めましょうということで、秋田県が独自に使っておられる言葉でございます。

それと、資料の11番、28ページにつきましては、これも遠藤委員から御要望があって、民間単価がかなり、やはり公共建築よりも安いのではないかとということで、そのあたりを調べてくれということで、国交省が毎年度こういう実際にできた単価調査をしております、その資料がございましたので参考までに御紹介をしております。ただし、これ調査年度が2018年の調査になるんですが、一番下に都道府県別の集計といいますかデータを載せておりますが、それぞれの年度と年において、建てられる建物のやはり状況というのはかなりまばらでございます、この地域別の中では特にですけど、例えば、神奈川県SRCの単価なんかかなり低いものがございますが、たまたまこの年はそういう建物しか建たなかったということで、非常に地域別になるとかなりのばらつきが見られると。ただ、一番上の全国平均にしますと、SRCについては大体40万、41万ぐらいで、私どもがこういうこの調査の再編やそういうもので新築単価を大体45万というふうに見繕っておりますが、そんなにかけ離れた額ではないということがこれでわかりました。

それと、12番につきましては、市の当面20年ということで、大きな投資があるものを示せということでございました。投資をするかしないかというのは、この先20年にわたって、今段階で決まっておるものはございませんので、ちょっと私ども考えまして、今、私どもの施設の中で大規模な施設、これ、延べ床面積を2,000平米以上というふうにしましたが、2,000平米以上の建物を抜き出して、建築年の古い順に並べたものがございます。特に操作をしたということはありませんので、考え方としては、古い順に何らかの手当てが必要になってくるということで捉えていただいたらいいというふうに思っております。当面20年、この中で手当てをしないものも当然含まれますが、例えば、先般の話題で出てきておりました45番のクリーンセンターでございますが、これあたりは、西部広域が今度は事業主体になるということがもう決定をしておりますが、とりあえず手当てをする必要が生じてまいります、市が直営でやるわけではなくて今度は負担金を出したり、そういうような形で市が携わるような形になるかと思っております、とりあえずそういうものもひっくるめて51の施設を掲げております。

私からの説明は簡単ですが、以上でございます。

**○戸田委員長** 執行部から説明は終わりました。

これについて、各委員さんから御質問をいただきたいと思っております。

又野委員。

**○又野委員** このPFIの話なんですけれども、9ページのところですけれども、上のバリュー・フォー・マネーのところ、1の設計、監理を一体化することによる建設費の削減であるんですけれども、仙台市のほうでPFIの中で体育施設建てられたところで、手抜き工事というか、工事管理がきちんとは行われなかったことで天井の崩落事故が起

きたということがあるんですけれども、逆に一体化して設計、監理することによって、そのようなチェック機能が働かなくなったりするっていう可能性がないのでしょうか。

それと、その対策とかは何か具体的に考えておられるのかどうなのか、そのあたりを聞きたいと思います。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 仙台市の事例については、詳細については私どもも把握してるわけではございませんが、他にそういったような直接的にこれが施工の一体管理、設計、監理を一体化することによってそれが発生したのかどうかっていうのは、私どもちょっと本当にそれがそうなのかどうかっていうのはちょっと判断するわけにはまいりませんが、当然ながら、それなりの基準といいますか、法令で定められたような最低限の基準というのは当然ながら満たしていただく必要がありますので、特別にそういうことが起こらないようなものがしてあるかどうかというと、それは、特には今のところは講じられていないというふうに思っております。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 通常の分割でそれぞれ発注した場合と一体的に発注した場合は、行政のチェック機能というのはどのように違いがあるのでしょうか、一緒なんでしょうか。

**○戸田委員長** 塚田課長。

**○塚田調査課長** 特段、違いはないものというふうに承知をしておりますが。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** そしたら、両方ともチェックを行政はしていくということなんでしょうか。

**○戸田委員長** 塚田課長。

**○塚田調査課長** 当然、図面を見たりいろいろな工法の確認をしたりというのは、当然ながら、従来のやり方と同じようにチェックをさせていただくことになります。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** そしたら、分割とそこは別に変わらないということはどのようなメリットがあるのかが、その部分だけ見るとわからないんですけど。どういったメリットがあるのでしょうか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 従来手法とPFIの手法を比べたときのメリットという話になるかと思いますが、これは、あくまで一般的なものでございますが、このたび、県の導入可能性の調査をするに当たって、いわゆるサウンディングという調査をしております。これで聞き取りを行った中での話なんでございますが、従来工法に比べて、工事費においては約6.8%、設計工事管理費についても6.8%、それと、これは西部倉庫の場合、解体費も含まれます、これは参考までですが解体費の場合は5.9%、維持管理費について7.9%のコストメリットがあるというふうに把握をしております。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** コストメリットはわかるんですけれども、ここで書かれているのがコストのことが多かったりですとか、その前の部分、7ページでいえば同一水準のサービスをより安くとか、上質のサービスをとかは書いてあるんですけれども安心、安全とかっていう言葉が出てこないんですね。そこら辺を、やはり公共の施設であれば安心、安全のために

どのようなことがされるのかっていう、そういうようなメリットもどこか書かれていただきたいと思うんですけども、そこら辺は。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 安全、安心は、公共の建物であろうと民間建築の建物であろうと同じです。又野委員の御質問を聞いてると、民間の建物はあたかも不完全で危ない建物が建つような印象を受けるんですけども、そんなことは私はないと思っております。当然、そのための技術確認等を行われるわけでありまして。ちなみに、設計、監理を一体化してるのは、このPFIに限らず、PFI事業でない事業でも、既に、ちょっと米子市でその実績があるかどうかは私よく知りませんが、県当たり、国当たりでも設計と監理を一体して発注してるケースはPFI事業でなくて一般事業でもあります。それで、だからそれで何か問題が起きてるっていうわけではないと思っております。いずれにしても、官民間問わず、その建設物が適正に建築されるかどうかっていうのは発注者としての確認、これは、当然県あるいは米子市にそれぞれの技術管理をできる建築技師等がおりますので、これが工事の途中段階も含めて確認してまいりますし、それから、もう一つはいわゆる建築法の世界、建築確認等の世界でこれは行政としての管理として確認を行ってまいりますので、これらの確認、検査等を通じて、官民間問わず安全、安心な建物ができるというのが基本であります。以上です。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 当然、官民間問わずっていうのはわかるんですけども、実際にそういう事故があったりしたということがありますんで、その対策についてはどのように考えているのかをお伺いさせてもらったところで、当然、チェック機能はしなければならぬのは当然のことだと思うんですけども、結局そういうチェック機能が働かなかったから事故があったというそういう例がありますんで、その対策についてはどのように御存じなのかというところを確認してみたかったところです。その報告書を見てもチェック機能のことについてあんまり書いてなかったもので、調べてみたところ。ただ、その施工についてはこういうふうにしていくとかああいうふうにしていくっていう対策は載ってたんですけども、チェック機能をどういうふう完全にしていくかっていうところがなかったんで、もし御存じだったらと思って聞いてみました。

それと、8ページの上のところなんですけれども、リスク分担っていうところで、PFI方式になるとリスクの移転、公共から民間へのリスクの移転と書いてあるんですけども、実際何か起きたときっていうのは、自治体のほうが責任を持たなくて済む、そういうようなことがあるんでしょうか。

**○戸田委員長** 東森調査課行財政調査担当課長補佐。

**○東森調査課行財政調査担当課長補佐** リスク分担についてお答えいたしますけれども、行政とPFI事業者との間のリスク分担については、これから決定は明らかにしてまいりますけれども、実施方針の中で、きちっとこの分担を、例えば、施設の瑕疵については引き渡し50年間はPFI事業者が受けるとか、10年後に隠れた瑕疵が見つかった場合は県市がリスクをとるとか、そういったような項目ごとにリスクの分担をきちっと定めて、これを公表することとしております。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** これまでの建設でも、恐らく施工業者のほうに責任がある場合とかっていう



のがあると思うんですけど、それとはまた考え方が違うということですか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** PFIの事業を組み立てる中での約束事ということで、今、東森のほう  
が申し上げましたが、今までは公共の建物を公共が建てるということでございますので、  
これは100%、特段瑕疵がある場合には、それは事業者の責任ということもありますが、  
特段瑕疵がないものについては、公共の建物でありますので、公共がそれは責任を負うと  
いうのが従前ルールだというふうに思っておりますが、PFIの場合はこういった形でリ  
スクをどういうふうに分任をするのかということ、決め事をつくるというのが一つの特  
色でもございますので、それを説明申し上げたところだというふうに理解しております。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** そうすると、その決め事の内容によってはこれまでとも変わらない可能性も  
あるということですか。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 御理解いただきたいのは、PFIというのが何なのかということでありま  
す。従来の公共建築と同じことをPFIでやるとすれば、それはあり得ないんですけども、  
委員おっしゃるとおり何も変わらないんじゃないかということになるわけですけども、P  
FIというのは企画から設計、そして施工、維持管理まで、いわゆるオペレーション、運  
用の部分まで幅広く一貫して民間事業者をお願いするということになります。したがって  
守備範囲が違うわけですね。というか、その守備範囲が違う部分について、より広範に、  
つまりもともとの守備範囲が違うわけですから、リスクを民間側がとるという場面が出て  
くるということでもあります。例えば、維持管理にしても、従来でいけば、もちろん個別の  
発注等は自前でできないところは細切れにやっていくわけですけども、包括的に民間に一  
気通貫をお願いするわけでありまして、その守備範囲が広がった部分のリスクが民間  
側に移転するということだと理解いただきたいと思います。以上です。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** なぜこれを聞いたのかというと、一時期PFIが進まなくなった時期がある  
のは御承知だと思いますけれども、それが民間のほうの責任がやはり大きくなるという  
のでその責任が持ち切れない、そういう理由でもうなかなか進まなかったと聞いておりまし  
て、結局、公のほうに最終的には責任を持ってもらわないと進まないんじゃないかという  
議論があったので、実際そういうことがないのかと思って聞かせてもらったわけです。一  
応、こういうところもはっきりと、本当にリスクが移転するのかどうなのか、ちょっとは  
はっきりとしていただけたらというかわかりやすくしていただけたらと。その都度都度と言  
われても、どこら辺までなのかっていうのがはっきりわかりませんのでよろしく願い  
たいします。

それと、9ページの上のほうなんですけれども、代表質問のときにも民間委託とか、民  
営委託のことで聞かせてもらったんですけども、上の④のところで人件費削減というのが  
あるんですけども、やはり、人件費削減によってもたらされるサービスの低下とかって  
いうのが懸念されますし、雇用環境、やはり民間のほうで低賃金、長時間労働というのも  
行われる可能性が、まず、民間のほうではその削減を、人件費の削減を考えるっていう  
ふうに言われてますので、そこら辺の対策っていうのは何かあるんでしょうか。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 今、御質問いただきましたが、この9番の④でございますが、ここ、非常に重要なのが中長期の委託によるという部分が非常に重要な部分でございます、これは逆に、非常に短期の雇用ではなくて、従業員さんにとっても、ある意味長いスパンでお勤めいただけるということで、雇用の安定につながるような背景もございます。それと、安かろう悪かろうというわけではございませんし、それと1点は民間にやはり市場を解放するという側面を、これを御理解いただきたいと思います。これまで公共が全て担ってきたものを民間にどんどん入っていただくというのがこのPFIの趣旨でもありますので、この点もあわせて御理解をいただけたらというふうに思っております。

○戸田委員長 又野委員。

○又野委員 例えば、給料が低くなるとか、長時間労働になってるんじゃないかというそういうチェックとかはできるんでしょうか。

○戸田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 この問題につきましては、いわゆる民間活力の導入という部分でよく議論される問題であります。例えば指定管理なんかもそうでありますけども。これは、当然民間事業者において労働関係法令が守られるということが基本であります。加えて、その労働関係法令のいわゆる労働基準法等が守られるということが当然であります、具体的にどのような雇用条件でその雇用等が行われてるのかということは、これは発注者として全く無関心というわけにはいかないと思いますので、これはこれから発注する段階で、必要に応じてその事業者のほうから運営状況の一環として、従業員の雇用状況等についての情報についても報告を求めるといようなことで確認といいたいまいしょうか、状況の把握と確認をしていくということが必要だろうと、このように考えております。以上です。

○戸田委員長 又野委員。

○又野委員 いろいろと答えていただいてありがとうございます。私の中では、まだまだちょっと実はPFIに疑問を持っていますんで、いろいろ聞かせていただきました。以上で質問を終わります。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

○西川委員 ちょっと確認、最初にしておきたいんですけども、県と市の鳥取県西部総合事務所の新棟にかかわる基本的合意ということで、これはまず、議会の議決の対象となるものに該当しないということで、理由としては基本的な考え方で、今後協議によって変更もあり得ると。そして、拘束力が発生したものとは考えていないということ、これ、よろしいですか、そういう考え方で。

○戸田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 この間、議会のほうでもお答えいたしましたとおり、おっしゃるとおりということでございます。

○戸田委員長 西川委員。

○西川委員 ごめんなさい。結局、この基本的な基本っていうものは、基本的なものがなくなって、とれて合意ができたとしたら、これは議決の必要性が出てくるということの確認でよろしいですかね。

○戸田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 議決の要否ということについてでございますけれども、地方自治法に基づきます県市の事務連携手法のうち、その実施に当たって、予算を除きます議決を要するものとしたしまして連携協約、協議会機関等の共同設置、事務委託等がございます。そういったものが、実際に取り交わさなくてはならないようなときに議決をいただくというようなことで考えているところでございます。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 私は、この糶町事務所の案には心から賛成ができないという意見を持っていますから、事前に了解しといてください。

そこで、だけでも、これを見とると、この何ページだったかな、12ページ。資料6、ここを読んでみますと、一番下のところです、民間収益施設（任意）と書いてあります。庁舎の施設のところは概略わかります。民間収益施設（任意）というところは、これはどういうふうな形になるんですか。そこで書いとるのは、別棟でした場合には定期借地、合築した場合にはこの行政としての財産と同じような関係で契約を結んでいくという・・・（聞き取れず）・・・、これははっきりしてないんですか、してるんですか。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 現時点においては、こういうことも想定をされておりますが、これは事業者の提案によるところでございまして、現在については、こういうことも想定をしておるということでございます。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 僕は、この問題いつも説明を聞くたびに何だかどこか・・・（聞き取れず）・・・底があげとるような話ばかり聞くような話でしようがないんだけど。上を見てごらんないよ、令和3年2月、県議会で付議予定、事業契約の締結3月と書いてあるでしょう。そうすると、今、課長の説明だと、まだ、これは具体的なものになっていないという説明なんですよ。だけど、事業契約の締結を3月にするというにしながら、その民間との関係のものについてはまだ不明だと。米子市はどういう判断に立つのと。県が言われたまんまに、はい、金出してください、しまいには、はい、金出しますけん。これでいくわけ。米子市のこの全体の概要は、米子市としてだよ、一つの合同庁舎をつくる、共通の財産をつくる、こういうものに県がみんな言われるまんまに、はい、この日までに金出してくださいって言われるまんまに行くの。全体の概要というものが、庁舎の部分はわかるけど、この下の部分の民間というものを含めた事業だとするならば、それがどうなるかということも含めて議論をすることにならないの。そういうことはいいわけか。

○戸田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 PFI事業の特性であります。民間事業者、例えば、庁舎等の設置目的を阻害しない範囲内でいわゆる商業利用を組み合わせた形で許容すると、その結果、建築費あるいは運用コストが下がるといったことが期待されるところであります。

今、委員の御指摘の部分につきましては、先ほど、西川委員の御質問にも関係してくるところが出てきますけれども、現在は事務方で作業を進めておりますが、この作業が終わりますと具体的に予算措置を伴う、いわゆるそのプロポーザルといいましょうか、最終的に

は契約ということになるんですけど、いわゆる民間事業者の公募作業等が始まってまいります。最終的には契約までの間には、当然、議会の予算議決をいただくことになるわけですが、その中で、その公募した事業者の提案の中で、一定の民間的な利用を許容すると。そして、先ほどちょっと御説明簡単にいたしましたけど、こういった基本的な考え方で民間のプロポーザルを求めていくのか、その民間の収益施設の組み込みなんかも含めて、これはそれぞれ、まだこれはきちっとできたものではございませんが、それぞれの実施方針なり、要求水準書という形の中で骨格を決めて、それで民間事業者に提案を求めていくということになります。そして、その民間事業者からの提案の中で最もすぐれたもの、すぐれてると判定できるものを採用していくということになりますので、今の段階では、任意と書いてるのは、その提案の中に組み込んでいいですよということを実施方針の基本として入れることを考えてる、そして具体的にどういうものをどの希望で入れるのかということについては、それは民間事業者のプロポーザルの中で、民間事業者の側から提案されて決まってくると、こういう流れになります。以上であります。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いろいろ説明されるけど、僕はここで聞いとるのは別棟でやるんですか、合築するんですかということはどうなるんですか、それは。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** それも、民間事業者の選択に委ねられます。同じ建物、例えば1階の一部にコンビニエンスストアを組み入れて、職員の利便性も向上しますが、その庁舎の利用者、これは市民、県民であります、あるいは地域の方々にも使っていただけると、こういうようなことになる。あるいは、子育て関連施設として、これは例ですけど、あくまでも、その建物の一部に、例えば保育施設等を組み込むというようなこともひょっとしたら提案として出てくるかもしれません。それが、例えば、庁舎の建物の中に組み込むということもあれば、糀町の西部総合事務所の敷地の一部に別棟で建てて、それを合わせてオペレーションしていくという選択もあり得るということであります。そういう提案も受け付けますよということを、この基本方針で、これはあくまで案ですけども、例えばうたうということがあるじゃないかということであります。以上であります。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕が考えてるのは、この糀町分庁舎か、こういうのを考えたときに、県と市で共同して一つの財産をつくっていくということが基本だと思っておるんですよ。それで、そうでなくて、民間の分は民間の分でまた同じ敷地内につくらせるということなんですか。県と市が一つになって分庁舎という共同財産をつくるという、これは間違いないでしょう。その中に民間は入れるか入れないかというのは民間の考え方であって、県と市の考えではないと説明されますけど、そうなったときには、合築した場合の財産の総合的な管理とか所有権とかいうものは、それぞれ分筆なんかを含めてできるだろうけども、総合的に管理する場合にはどういうことになっていくんです、それ。何か僕はそこがわからないな。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** これは、仮にということでありますが、民間事業者がいわゆる収益施設、民間がこれはオペレーションする部分であります、これを組み込んだような提案をして

きた場合、当然、先ほど言ったとおり、複数の提案があることを期待するわけでありませんが、その中で最もすぐれたもの、最も有利なものを選択することになります。そして、その中に、今御説明しているとおり、例えば建物の中に組み込む、あるいは建物の外に別棟で建てるといったようなことがあった場合については、そこは民間事業者が独自に設けるものでありますので、維持管理も含めて民間事業者の責任において行われるということになります。そして、そのことを採用するかどうかも含めて、これは当然議会にも御報告をし、そして選定経過もオープンにしながら、県と市で共同でということになりますが、よりよい案を選択していくということになります。これは将来のことでありますので、今、どういふ案を選択するかということとはここでは申し上げられませんが、よりよい民間事業者から出てきたよりよい案を選択するというこの中で行われることとあります。以上です。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 副市長、こだわるといふだけ、じゃあこの3者が合築した場合の財産というのは、どういふ財産の位置づけになるんですか、これ。

県と市が共同して建てて、その上に民間も入れて建てて合築した。この財産というのは、どういふ財産の位置づけになるんですか。

○戸田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 県市の分は県市で持ち分で案分するということになりまして、仮に民間事業者が民間収益部分を組み込んできた場合は、そこは建築費も含めて、全て民間側が負担するということになりまして、民間側に帰属することになります。以上です。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それはそうでしょうが、財産の扱いではどういふふうになるんですか、これ。民間の持つのは民間の扱いです、県が持つのは県の扱いです、市が持つのは市が、じゃあその一つの一体となった財産はどういふ財産の扱いになるんですか、これ。

マンションでいうと、それぞれが分譲で買った場合にはそれぞれの財産になりますよ。同じ理屈なんですか、これ。マンションだったらそれぞれ、分譲の場合は10棟あって10棟それぞれ住民の方がお入りになれば、それぞれ10人の方の財産分与になりますよ。この場合は、どういふ扱いになるんですか。あれはマンションだからどういふ扱いでいけるんだけど、この場合は行政財産と民間の施設ですよ。これはどういふ扱いになるんですか。

○戸田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 基本的には、先ほど申し上げたとおり、このPFI事業の中で、民間事業者が、もちろん、その採用された場合であります、民間事業者の経費でその部分については整備し、そして運営をしていくということとありますので、基本的には民間事業者が区分所有するか、あるいはその形状によっては、つまり、分離ができないとか建物上区分できないっていうこととあれば、行政財産の貸付等の整理をしていくということになると思います。以上です。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これから、準備して…(聞き取れず)…、その状況というのが判断できるのいつごろなんですか。今ここで書いてある、3月には契約をするというようなことが書いてありますけども。

(「来年3月ね。」と声あり)

来年3月か、ごめんなさい。来年の3月が、それは状況としていつごろになるんですか、これ。供用開始は5年の10月だと書いてありますけども。ごめんなさい、ちょっと気にしてませんでした。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 事業スケジュールのところ、5番ですけども、ごらんいただきたいと思います。これはもちろん、今、検討中でありますので、このスケジュールが確定したわけではございませんが、このスケジュールをごらんいただきますと、基本的には来年の3月、1年後であります。1年後には事業契約について議会にお諮りするようにしたいと、このように考えております。そのために、今現在、スケジュール、これは議会でもお答えしたところでございますが、今、事務方のほうで考えておりますのは、6月議会には債務負担行為、これは一定の募集等を行いますので、そのための債務負担行為の議案をお諮りし、そしてその後、特定事業者の募集を開始、選定作業等を初めてまいります。そして、その選定作業が終わるといいますか、事業者が決まる、事業者が決まるということはどういう提案があってどういう審査をして、そして、これが一番すぐれた案だということを決めるのが1月ごろというふうに予定しております。したがって、その途中段階で具体的にその絵が見えるのはいつごろということは、今、申し上げられませんが、今のスケジュールでいきますと、6月議会に債務負担行為をお諮りして、7月から募集を開始して、9月とか10月ごろに恐らく審査を始めるようなことになると思いますので、そのころには、当然こういう提案がありましたということも含めて全て議会にも御報告をし、そして、審査成果も御報告しながら進めていくということになります。したがって、その段階で御覧いただくことになると思います。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は、債務負担行為の後にその報告が見えるというのは、ちょっと理解しませんね。それは、これから審議していきましょう。

それから、西川委員が言われたところで少し僕も疑問に思ってる、この議会の決議は必要ないという見解の問題ですが、きょうは深掘りをしません。後からまた審査したりしますけども、一番大事なところを聞いておきたいと思うんですが、問題は県と市が共同で新棟を整備するという事務はどういう事務ですかということを、もう一度聞かせてください。

県と市が共同で庁舎をつくる、この事務というものはどういう事務に当たるんですかと。これを聞かせてください。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** ちょっとこれ確認させてください。どういう事務というのは、何をお答えしたらいいかわからないので、ちょっとこちらで戸惑ってるんですが、どういう趣旨か、恐縮ですけど教えていただければと思います。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** もともと、県、市町村、国も含めて、事務の分担区分といたら財政も含めて決まってるわけですよ、財産も含めて。相乗りというのはないですよ、ほとんど。あるのは一部組合とかいろんな形の広域議会とかいうのはつくってやりますけど。今回の場合は、県と市が一つの財産をつくるということで金を出し合うんですよ、税金を。だ

けど、もともと庁舎というものは、県と市がそれぞれの事務の仕事場としてそれぞれが構えると、これが地方自治の原則でしょう。今回は、それを一つにして事務所をつくと、そこで仕事もできるようにすると、こういう流れですよ。そうすると、地方自治の事業の区分からすると、それはどういう事務に当たるのかというのは、当然、必然的に僕は見えてくると思うんですよ。だから、一つの事務所をつくるのに県と市がそれぞれ市長と知事が話し合っつくりましようといっけて、はい、つくりましようという話の問題ではないと思うんですよ。そんなふう簡単にできるんだしたら、県道や市道もあすことあすこの間おまえさんがやれや、こことここは俺がやるわなんて話決まる問題ではない。みんな、県道なんかでも市道でも区分を変えとるときには議決行為になるでしょう、これ。事務所をつくるのに、米子市だけ単独でつくるなら別に問題はないですよ。県が単独でつくるのも問題はないんですよ。一緒になって共同の行政財産をつくっていく、事務所をつくるということになってくると、これは本来、地方自治にはうたっていないんですよ。改正されてうたってるのは、それは、連携事務だということをやった場合には、その垣根を越えてやってもいいよということは認めてるんですよ。だから、お聞きしてるのは、どういう事務ですかという。連携事務には値しないとおっしゃるから。じゃあ、どういう事務ですかということ聞いてるんです。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 御理解いただけるかどうかわかりませんが、県市がそれぞれの庁舎を整備する事務だというふうに理解をしております。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** きょうは、言質ほどいただいておりますが、僕はそれは非常に、何ていうか、論理に当てはまらないと思いますよ。県市がそれぞれつくるなら、県市がそれを別につくるならいいですよ。共同で一つの合体したものをつくるんですよ。財産を共有するってことです。今の説明には私は納得できませんが、後ほどまたこれは審議しましょう。そういうことが見えてきます。

もう一つ、一番最後、私の資料要求に対して、大規模施設一覧というのをつくっていただきましたけども、僕が求めたのはこういうことではないんですよ。よくお聞きいただかなかったかなと思ってるんですけど。市長が新聞等でもコメントをされている言葉の中に、向こう20年間の考える連立方程式だというような表現をされて言っておられて、特に行財政上の問題から見てもそういうことが考えていかなきゃいかんということの意味合いを言っておられたから、その中身は何ですかということを一遍お聞きしたことがあります。それで私が問うたのは、20年間というものの中には、米子市でも固有の事務を含めて、あるいは、広域事務を含めて大型の事業が動きませんか。例えば、クリーンセンターも広域でやることになっていきますけども、そういうものが動きますよね、20年間の中には。それから、一般廃棄物の最終処分場の問題も起きますし、これは広域ですけども。それから、プラザの問題も起きますし、それから体育館の問題も起きますし、もちろんこれ庁舎の問題もありますし、そういう大きな事業があるんでしょうと。それは幾らぐらいかかるんですかと、見積もっておられるんですかと。そういうものが20年間には幾つあるんですかと、こういう確か聞き方をしたと思いますよ。一番大事なのは、そういう大型事業が20年間の中にひしめてくる中で、どういうふうな優先順序を踏まえながら、どういう

ふうな形のものの庁舎建築を選択するののかというのは、当然我々も議論しなきゃならないと思ってるんです。できるだけコストを安くして、効率上のいいものをつくっていかなくちゃいけない。いうことをしたときには、全体の20年間でそういう動くものは何ですかと、その概算の事業費がわかれば教えてくださいと。こういう確か言い方を僕はしたと思うんですよ。

**○戸田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 向こう20年間のそういった大規模な工事について、その概算の事業費が出せないものだろうかというお尋ねであったと思います。最初に塚田課長のほうからも少し御説明させていただきましたけれども、今、その大規模な公共事業につきましての概算の数値というのを持っていないところでございます。大変申しわけなかったんですけども、こういった2,000平米以上の建築物につきましては、存続するとなれば、必ずそれなりに一定の金額がかさんでまいりますので、今それを網羅するものとしてこの資料をお出ししたものでございまして、十分な資料ではなかったのかもしれないというふうには思います。ただ、財政といいますか、その工事のやり方ということにつきましては、過去も同様でございますけれども、地方債や国庫補助金等の財源を調達いたしまして、単年度単年度の負担を平準化しながら、優先順位をつけてやるということについては変わりがないところでございますので、清掃工場それからほかのものもおっしゃいましたけれども、そういったものも盛り込みながらうまく財政運営はしていくつもりで考えてはおります。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そういう数字が見えるか見えないかわからないですけども、僕は課題としては、やっぱり含まれた議論は必要だと思ってます。全体的な財政コントロールする意味からも。だから、広域にわたる部分についてはここには載ってませんが、広域にわたる部分にもかなり僕は抱えてくると思うんで。だから、全体を把握した上で我々は議論しなきゃならないと。できるだけ、それは庁舎に対するコストを下げる、その選択は何か、背景は何かというようなことの理屈づけは必要だと思いますんで。あえて、参考になる部分があればこれから出してください。

それともう一つ、耐震の問題なんですけど、これずっと山陰歴史館本館というところから、ずっと私、西暦で計算してみました。そうすると市役所、本庁舎、本館のところでこのところに行くと、そこが38年になるんですよ、建ってから。それで、山陰歴史館90年になりますよね。問題は、耐震というものの、旧耐震でできた判断という意見が残ってますし、新耐震でできた判断というの残ってますけども、これ、2つの耐震のあり方の位置づけっていうのは、どういうふうに整理すればいいんですか。旧耐震の判断ではもうだめだという判断に立つんですか。旧耐震でも、そのI s値がここであればこれはまだ使えるという判断に立つんでしょうか。そこの辺の判断っていうのはどういうふうに判断すればいいんですか、教えてくださいませんか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 旧耐震のいわゆる建物の問題点は、旧基準で建てられていることとございまして、これを、歴史館の話を例えますと、歴史館については、旧耐震基準における耐震診断というのはしてあって、それなりの耐震の強度を持っているというような判定が出ておりますが、新耐震の基準でもって判定をしていないということが大きな問題になっ



ておりまして、これをやらなければならないというふうになっておりまして、基準の問題でございまして、古い建物の耐震の基準を満たした建物であれば、今の新しい基準の中でそれを満たすものかどうかというところを判断をすべきで、新耐震基準で、例えば歴史館を耐震をしたときに、ひょっとしたら耐震基準を満たすというようなことがあるのかもしれませんが。それは建物、建物、建物についてもいろいろ普通品質のものがあったり、非常に高品質なものがあったりということがありますので、歴史館については、ここまでかなり強い強度を持ってもっておりますので、かなり品質高いものではないかというふうに思っておりますが、旧耐震の基準で判断をして、それを満たすかどうかということで、基準の問題だというふうに考えております。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** その基準の問題、I s 値でいうとどこまでの基準だったら安心だということになるんですか。

きょうなかったらね、できればこれ全部とはいいませんけども、せめて、そうですね、ここで本庁舎で議論するところで、本庁舎、20番目ぐらいですね、20番目ぐらいのどこまでのI s 値というのはどういうふうに把握しておられるか、申しわけないけど、資料としてつけ加えてくれませんか。

**○戸田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 耐震基準が変わったのが、済みません、ちょっと大ざっぱですけど、昭和五十五、六年のところであったかと思っておりますので、その以降に建ったものにつきましては、耐震基準を基本的には満たしているというふうに考えております。旧耐震基準、ここでいう建築年がそれより古いものでありましても、学校等につきましては全て耐震補強を終えておりまして、ほぼほぼ、大体耐震補強、必要なものはしてきた中ではございますけれど、遠藤委員からも御指摘のある山陰歴史館、一番上のものにつきましては、まだ、耐震診断を令和2年度に、今、お願いしようとしておりますけれども、した結果、ほぼI s 値0.6ぐらいだったかと思っておりますけれど、それを下回る部分が一部分でもあれば、その部分については耐震補強をしなくてはならないというふうに思っております。市民体育館につきましても、これは今後どうするかというのは、耐震補強ではない方向で今考えておりますけれども、やらなくてはならないということになっておりますが。後ですね、上のほうの中でそういったものがほかにあれば資料でお渡ししたいというふうに思います。

**○戸田委員長** ほかにございせんか。

それでは、以上で本件についての質疑を終了します。

次に、それでは、次回の本委員会の日程でございますけれども、今、常任委員会の開催日程を調整中でございますので、正副委員長に委ねていただいてよろしゅうございませうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** じゃあ、そのように取り計らいたいと思います。

以上で、市庁舎問題等調査特別委員会を閉会いたします。御苦労さんでした。

**午後2時09分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

市庁舎問題等調査特別委員長 戸 田 隆 次